



不動産会社・
オーナー様へ

LPガス 取引適正化

に伴うご案内



LPガスの契約を透明化!



改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」により、賃貸住宅の入居希望者に LPガス料金の事前提示の努力義務が発生します。

また、賃貸住宅の入居希望者様が、LPガス事業者へ直接 LPガス料金の提示の要請があった場合は、それに応じる義務が生じます。

制度改正のポイントは3つ!

過大な
営業行為の制限

三部料金制の
徹底

(設備費用の外出し表示・計上禁止)

LPガス料金等
の情報提供

不動産会社・オーナー様には、 事前提示の**努力義務**が発生します。

賃貸住宅の入居希望者様が、LPガス事業者へ直接LPガス料金の提供を要請した場合は、それに応じる義務が生じます。

- LPガス料金が不透明だと、そもそも**入居希望者の選択から漏れる**恐れがあります。
- 賃貸向け住宅の場合、**空室が増えるケースや契約に至らないケース**が発生し、安定経営が困難になることも考えられます。
- オーナー様は安易に**LPガス事業者からの過度な営業提案**を受けることなく、**イニシャル投資を鑑みた賃貸住宅の経営**が求められます。

LPガス事業者による違反行為は、
資源エネルギー庁の通報フォームに通報できます。

●詳細は資源エネルギー庁のホームページへ

資源エネルギー庁 通報フォーム



液化石油ガス法の改正省令案 3つのポイント

1 過大な営業行為の制限

施行予定：2024年7月2日

正常な商慣習を超えた 利益供与の禁止。

消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LPガス事業者の**切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止。**



2 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

施行予定：2025年4月2日

基本料金、従量料金、設備料金からなる**三部料金制(設備費用の外出し表示)**の徹底。

電気エアコンやWi-Fi等、**LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止。**

賃貸向けLPガス料金では、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止。
LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載。

注) 施行時点における消費者と液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める。その上で、新制度への早期移行を促していく。

3 LPガス料金等の情報提供

施行予定：2024年7月2日

入居希望者への LPガス料金の事前提示の努力義務

入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介事業等を通じて提示。

注) 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要。(義務づけ)



LPガスの取引適正化など詳しくは下記までご相談ください。

■お問い合わせ・ご相談はこちらまで